

木更津税務署からのお知らせ

確定申告は **自 宅** から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓

推奨ブラウザ



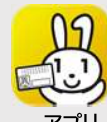
Safari



Google
chrome

マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



アプリ
「マイナポータル」



税理士による無料申告相談

～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年2月6日(金)～ 2月12日(木) (土、日及び祝日を除きます。)	スパークルシティ木更津 4階	木更津市富士見1-2-1
時 間		対 象 者(注1)
午前9時 ～ 12時 午後1時 ～ 4時 ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ることがあります。		・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)
そ の 他		

- 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してください。
- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ることがあります。
- スパークルシティ木更津に申告書等の提出場所はございません。申告書等の提出のみの場合は、裏面下部「申告書等の郵送での提出先」に記載の業務センター千葉西分室宛て郵送でご提出いただくか、木更津税務署に直接お持ちください。
- 来場者用の駐車場は用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。
なお、お車でお越しの際には、近隣の有料駐車場をご利用いただくこととなり、有料駐車場の割引サービスも行っておりません。

(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ 本年から休日対応は行いません。	スパークルシティ木更津 4階 ※左記開設期間中、木更津税務署 では申告書の作成・相談は行って おりません。	木更津市富士見1-2-1	午前9時から相談を開始します。 (受付は午前8時30分から午後4時まで)
必要なもの			案内図
① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。) ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。) - 利用者証明用電子証明書(数字4桁) - 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ スマートフォン ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ※ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。			

その他

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
 - ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
 - ※ スパークルシティ木更津に申告書等の提出場所はありません。申告書等の提出のみの場合は、下部に記載の業務センター千葉西分室宛て郵送でご提出いただくか、木更津税務署に直接お持ちください。
 - ※ 来場者用の駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。
- なお、お車で越しの際には、近隣の有料駐車場をご利用いただくこととなり、有料駐車場の割引サービスも行っておりません。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁
LINE公式アカウントを
「友だち追加」して予約
してください。



友だち追加は
こちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

！ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

有効性の確認

確認結果

JPKI利用者ソフト



アプリはこちらから

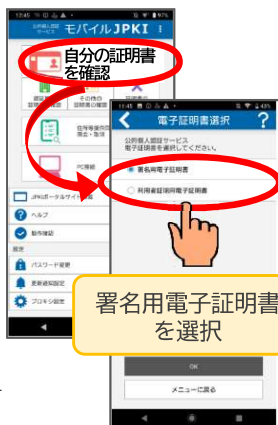
iPhone



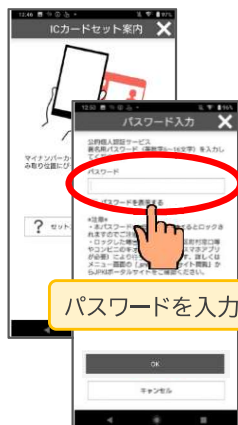
Android



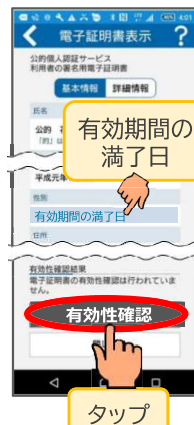
iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



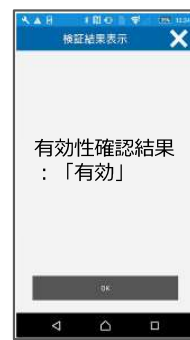
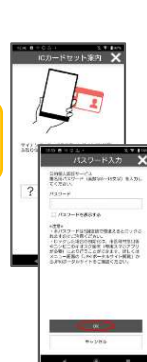
署名用電子証明書を
を選択



パスワードを入力



有効性確認



有効性確認結果
：「有効」

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続きを行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】〒262-8507 千葉市花見川区武石町1-520
東京国税局業務センター千葉西分室(木更津税務署)

【問合せ先】〒292-8550 木更津市富士見2-7-18 TEL 0438(23)6161(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。